（別記３）

銃器を使用する場合の遵守事項

１　銃器を使用する場合は、他の入林者への注意喚起として、別紙２の注意喚起看板を車外から車内の見やすい場所に掲示してください（複数の車両で入林する場合は全ての車両に掲示してください）。

２　「立入禁止」、「発砲禁止」、「狩猟禁止」等の標識、横断幕等設置している場合は、これらの指示に従ってください。

３　銃器の使用が可能な箇所を区域図等で確認してください。

・銃器を用いた許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業は森林管理署等と調整済の捕獲事業（銃）実施区域においてのみ可能です。

・銃器を用いた狩猟は、銃器の使用を制限する区域、捕獲事業（銃）実施区域及び緩衝区域Ｂ並びに捕獲事業（わな）実施区域のいずれにも該当しない区域においてのみ可能です。

４　発砲に当たっては、安全確認を徹底してください。

・矢先の確認：発砲前に必ず周囲の安全を確認すること

・獲物の確認：獲物が見えないときは、常に「人かもしれない」という疑いを持つこと

・脱泡の確認：獲物を撃つとき以外は必ず弾を抜くこと

５　猟犬を用いる場合は、くくりわな等に猟犬がかかることのないよう、捕獲事業（わな）実施区域から十分に離れて狩猟の実施区域を設定するなど、対策を講じてください。

６　指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃猟を実施する場合は、安全を厳密に確保する観点から、射撃場所・射撃方法及びバックストップをあらかじめ想定できる方法（誘引して定点から射撃する方法等）を用いてください。

また、照明器具やナイトスコープ等の使用により、昼間と同等の視認性を確保していることを確認してください。